

元気でイキイキ！
社会参加を応援します！

ささエール会員になって 支えあい活動をしませんか？

ささエールポイント制度は、支援者自身の介護予防と地域での支えあい活動の活性化を目的としています。

高齢者への支援活動をされた方（ささエール会員）へ活動に応じたポイントを付与し、商品券と交換することができる制度です。



1. ささエール会員資格

40歳以上の市民で、介護保険料の滞納がなく、市が指定する講座を受講した方、または、過去に実施した同種の講座を受講された方

指定講座 ささエール会員養成講座（市開催）

- * その他、過去に実施していた講座が対象となる場合があります。
- * ささエール会員資格及び指定講座の受講等については、瑞浪市高齢福祉課へお問い合わせください。

2. 対象となる活動

1 下記の高齢者支援活動

- (1) 地域が主催する高齢者の集いの補助
- (2) 社会福祉協議会に登録のある高齢者サロンの補助
- (3) 市及び地域包括支援センターが主催する介護予防事業の補助

2 高齢者施設での活動

レクリエーションの補助、お話し相手、行事の付き添いなど

3 高齢者の日常生活支援に関する下記の活動

- (1) ゴミ出し
- (2) 電球交換
- (3) 家具の移動等の軽度の家事援助等



3. 活動の流れ

- ① 高齢福祉課にて、ささエール会員の申請受付・登録を行う。
(登録後、ボランティア保険に加入します。)
- ② 社会福祉協議会より「ささエールポイント手帳」を受け取る。
- ③ 社会福祉協議会より対象活動の紹介を受ける。
- ④ 高齢者支援活動を行い、スタンプを押してもらう。
- ⑤ ポイント(スタンプ)が集まったら、社会福祉協議会へポイント引換申請を行う。
- ⑥ きなあた瑞浪商品券を受け取る。



4. ポイントについて

- ◆ 30分以上の高齢者支援活動につき1ポイントを付与、ただし、同日に2カ所以上で活動を行った場合については、1日につき2ポイントを上限として付与します。
- ◆ 5ポイントごとに500円又は10ポイントごとに1,000円分のきなあた瑞浪商品券と随時交換ができます。
- ◆ 年間50ポイント(5,000円分)まで交換することができます。
- ◆ 年度末時点でのポイントの残数が1~4ポイントの場合は、次年度に限り、繰り越すことができます。



【お問合せ】 高齢福祉課 高齢者政策係

電話 68-2117 FAX 66-1278

